

神戸市告示第 58 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、形質変更時  
要届出区域の指定を次のとおり解除する。

平成 25 年 4 月 5 日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 指定を解除する区域

- 兵庫区中之島 2 丁目 1 番 5 の一部
- 兵庫区中之島 2 丁目 1 番 6 の一部
- 兵庫区中之島 2 丁目 1 番 10 の一部
- 兵庫区中之島 2 丁目 1 番 11 の一部

(別図のとおり)

2 特定有害物質の名称

- セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物
- ふっ素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

- 土壤汚染の除去

別図

